

4 県営駐車場の使用を希望される方

県営駐車場があるのは下記の団地のみです。

県営駐車場については1戸につき1台限りです。

① 申込み

使用する団地に入居許可又は同居の承認を受けて居住し、かつ、県営住宅の家賃等の滞納がなく、次の各号の条件をすべて満たしている場合に、入居者は駐車場の使用を申込むことができます。

- (1) 自家用自動車であること。
- (2) 使用者が現に所有(使用)し、又は所有(使用)しようとする自動車であること。
- (3) 自動車検査証記録事項が記載された書面の使用者の氏名又は名称の欄が名義人又は同居人であること。
- (4) 自動車の大きさは駐車場の区画内に安全に駐車でき、かつ、他の者の駐車に迷惑をかけない程度のものであること。

② 注意事項

- (1) 許可を受けた自動車以外の自動車を駐車しないこと。
- (2) 駐車区画を第三者に転貸し、又はその使用権を他の者に譲渡しないこと。
- (3) 駐車場内に引火性若しくは発火性の物品又は他の者の駐車の支障となる物品を持ち込まないこと。
- (4) 駐車区画の現状を変更し、又はこれに工作物等を設置しないこと。
- (5) 駐車区画を自動車の駐車以外の用途に供しないこと。
- (6) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼさないこ。特に交通事故の防止と騒音防止に配慮し、周辺の清掃に努めること。
- (7) 駐車場を利用しなくなる場合は、10日前までに駐車場明渡届を提出してください。

また、車庫証明を取得している場合は、最寄りの警察署に届を提出してください。

③ 提出書類

| 必　要　書　類 |
|---|
| ・県営住宅駐車場使用許可申請書及び自動車保管場所使用許可証明願 (申請書は香川県営住宅管理センターに用意しているほか、団地自治会に常備しています。) |
| ・自動車検査証記録事項が記載された書面の写し (新規登録の場合は、売買契約書の写し及び車体の大きさ等が確認できる書類) |

④ 駐車料について

| 団地名 | 駐車料(月額) |
|-------|---------|
| 志　度 | 2,000円 |
| 屋　島　東 | 2,800円 |
| 屋　島　西 | 3,100円 |
| 高松元山 | 1,500円 |
| 坂出府中 | 2,000円 |
| 丸亀塩屋 | 3,000円 |
| 善　通　寺 | 2,400円 |
| 多　度　津 | 2,200円 |
| 常　磐 | 2,400円 |